

発議案第23号

教育委員会制度改革の中止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年6月18日

八千代市議会

議長 坂本 安 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	㊟
	同	中 村 健 敏	㊟

提案理由

国に対し、教育委員会制度改革の中止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

教育委員会制度改革の中止を求める意見書

国会で審議中の教育委員会制度改革案（地方教育行政組織法改正案）は、これまでの教育委員会制度を、首長が教育行政の大綱的な方針を策定する仕組みに大きく変えるものである。

現在の教育委員会制度は、戦前の政治的教育支配と軍国主義教育の痛恨の反省から、憲法の趣旨に基づき、首長から独立した行政組織としてつくられたものである。しかし、政府が提出した教育委員会制度改革案では、これまで、教育委員会が決めていた教育の方向性を、総合教育会議の協議を踏まえて首長が策定することになっており、「政治的中立性の確保」どころか、国と首長の「政治的教育支配」が可能となる重大な内容になっている。

また、教育委員長をなくし、首長が任免する教育長を教育委員会の代表とする仕組みも問題である。教育長は現在、教育委員会の指揮・監督のもとにあるが、改革案では立場が逆転し、首長に任命された地方自治体幹部である教育長に教育委員会は指揮・監督されることになる。これでは、憲法が保障している「教育の自由と自主性」が侵害されることになる。

戦後の教育委員会制度確立の原点に立ち戻り、住民・保護者・教職員・各分野の専門家などが参加した、開かれた教育委員会として再生させることが必要である。

よって、本市議会は国に対し、教育委員会制度改革の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様